

高根沢町公共施設等総合管理計画（改訂案） 概要版

1 計画策定の背景と目的

◆計画策定の背景と目的

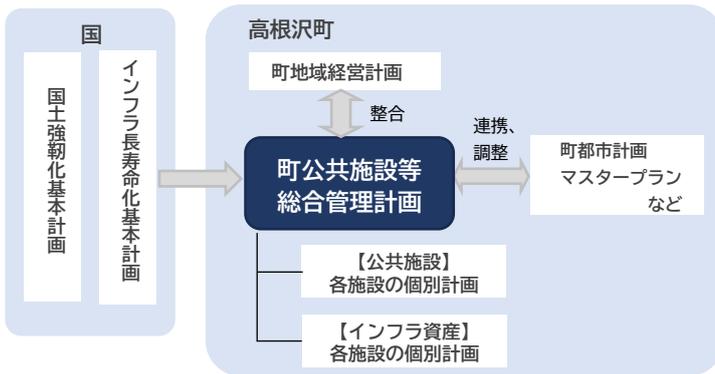
本町では平成 28 年3月に「高根沢町公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、その後、総合管理計画に定める基本方針と施設の現況を踏まえ、施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化の実現などを図ることを目的に、個別施設ごとの具体的な対応方針を示した公共施設やインフラ資産の個別施設計画を策定しています。

この間、国では平成 30 年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」、令和3年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」などを公表し、個別施設計画などを反映した総合管理計画の見直しを求めています。

このような状況を踏まえ、これまでに策定した公共施設やインフラ資産の個別施設計画などの内容を反映し、「高根沢町公共施設等総合管理計画」を改訂するものです。

◆計画の位置付け

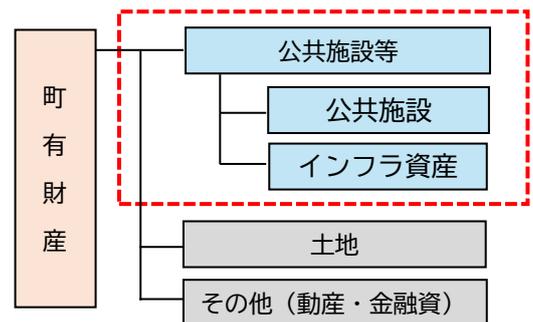
- 本町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画」との整合を図り、「高根沢町都市計画マスタープラン」などの関連計画とも連携、調整することで、各施策・事業における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な計画とし、今後の各施設の個別施設計画の指針となるものです。



◆対象とする公共施設等

- 本町が所有する町有財産のうち、公共施設(町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設など)とインフラ資産(道路、橋りょうなど)を対象とします。

対象とする公共施設等（区分）



- ◆計画期間 令和8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間

2 公共施設等の現況と将来の見通し

◆公共施設等の状況

- 公共施設数と施設規模

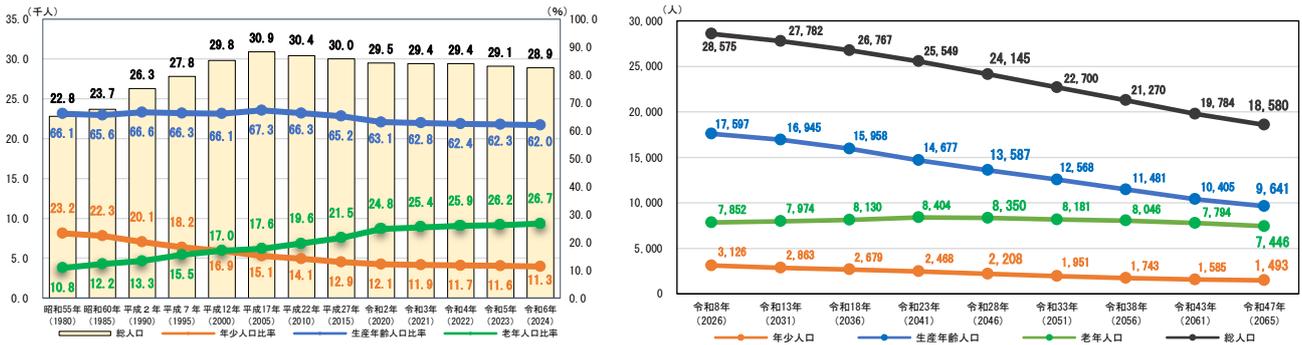
公共施設の類型	施設数		延床面積	
	(箇所)	(%)	(㎡)	(%)
町民文化系施設	2	3.2	2,064	2.3
社会教育系施設	5	7.9	5,885	6.6
スポーツ・レクリエーション系施設	6	9.5	11,663	13.1
産業系施設	3	4.8	3,759	4.2
学校教育系施設	9	14.3	49,131	55.3
子育て支援施設	5	7.9	2,690	3.0
保健・福祉施設	2	3.2	1,244	1.4
行政系施設	12	19.0	3,982	4.5
公営住宅	2	3.2	5,275	5.9
公園	11	17.5	93	0.1
その他の施設	6	9.5	3,035	3.4
合計	63	100	88,821	100

- インフラ資産の保有状況

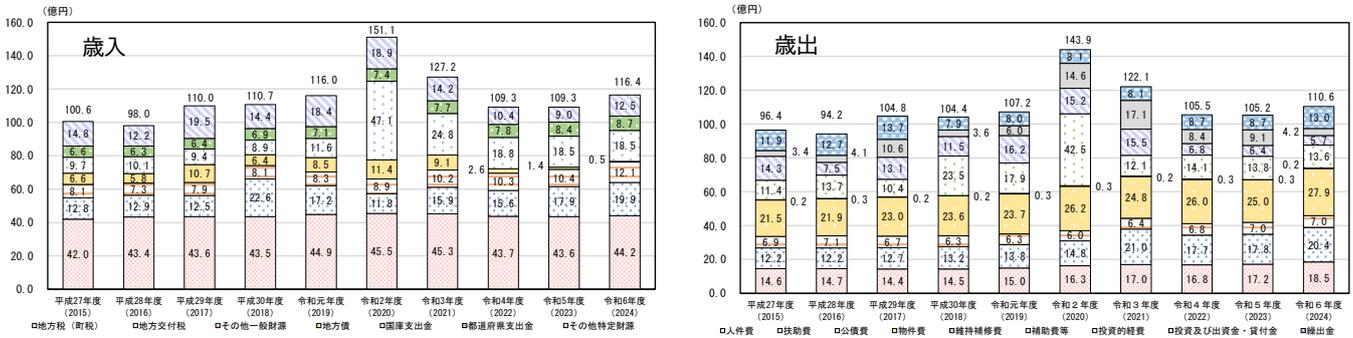
分類	種別	施設総量
道路	実延長	429,747m
橋りょう	橋りょう数	210 橋
	実延長	1,971m
上水道	管路延長	332,025m
	附属施設	8施設 1,145 ㎡
下水道	管路延長	98,860m
	附属施設	4施設 3,999 ㎡
農業集落排水	管路延長	29,319m
	附属施設	1施設 348 ㎡

◆人口と財政の状況

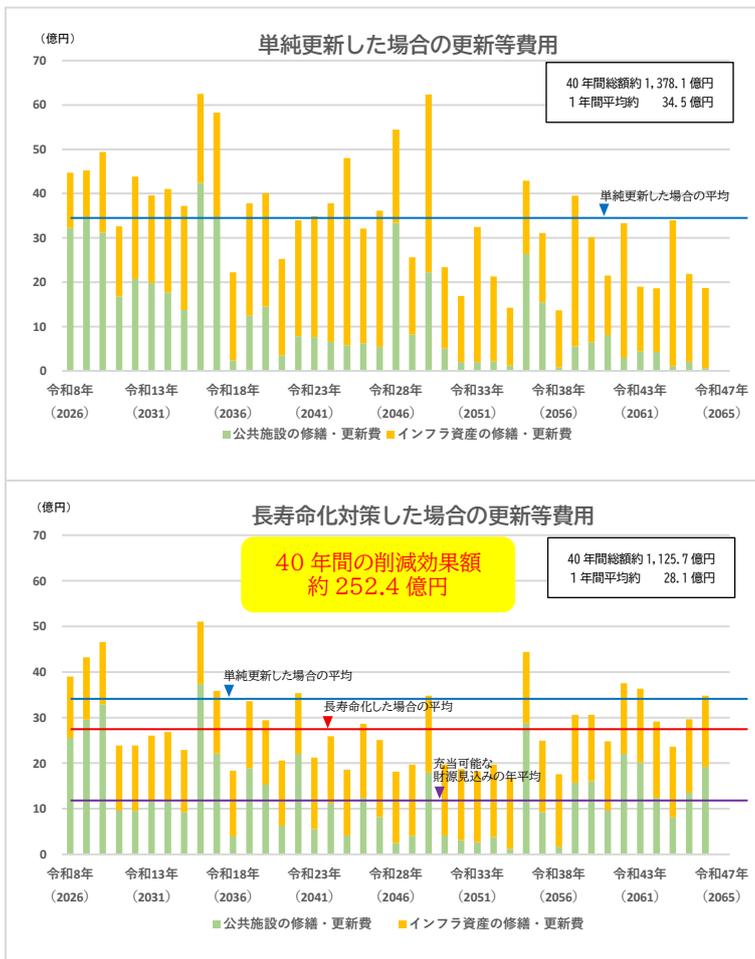
- 本町の人口は平成 17 年まで右肩上がりで増加していましたが、平成 22 年以降は減少に転じています。今後も人口減少が続く、40 年後の令和 47 年の人口は 18,580 人になると見込まれます。



- 本町の歳入（一般会計）の状況は、概ね 100 億円から 120 億円の間で推移しています。今後の人口動向を踏まえると、生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少が予想されます。
- 本町の歳出（一般会計）の状況は、概ね 100 億円から 120 億円の間で推移しています。その一方で、義務的経費である人件費と扶助費はともに増加傾向にあり、今後の人口動向を踏まえると、少子高齢化に伴う扶助費のさらなる増加が予想されるため、施設の維持や更新に必要な投資的経費をどのように確保していくかが課題となります。



◆修繕・更新費の見込み【令和8(2026)年度から令和47(2065)年度までの40年間】



- 公共施設とインフラ資産を耐用年数経過時に単純更新した場合、40年間で約 1,378.1 億円（年平均約 34.5 億円）かかる見込みです。
- 公共施設とインフラ資産の長寿命化対策を反映した場合、40年間で約 1,125.7 億円（年平均約 28.1 億円）かかる見込みです。
- 単純更新した場合の費用見込みと比較すると、40年間で約 252.4 億円（年平均約 6.4 億円）の削減効果があると推測されます。
- 令和元年度以降の公共施設等の改修や更新などに対し、年平均約 11.4 億円の財源を充当してきました。
- 長寿命化対策を反映した場合の年平均約 28.1 億円に対し、なお約 16.7 億円が不足する試算となることから、国・県の補助制度やPFIなどによる民間資金の活用にとどまらず、公共施設の統廃合などによる施設総量の適正化を図っていく必要があります。

3 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

◆全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

全庁的な取組体制の構築

- 町全体における「全体最適化」の視点で、全庁的な取組体制を整備
- 各種計画の進捗管理や公共施設マネジメントに関する取組みを推進

情報管理・共有のあり方

- 修繕履歴や建替えなどに関する情報を集約し、データベースで一元管理
- 施設の利用状況や修繕履歴、点検結果などを把握し長寿命化計画策定のための基礎資料などに活用

◆現状や課題に関する基本認識

<基本認識1>

人口減少、少子高齢化への対応

- 現在の公共サービスの水準を維持しながら、町民ニーズの変化への対応が必要
- 将来の人口規模を見据えた、適正な公共施設の規模、配置の検討が必要

<基本認識2>

厳しい財政状況への対応

- 義務的経費の増加で、投資的経費の確保が更に厳しくなると想定
- 公共施設等の維持管理・運営にかかる費用の抑制などの検討が必要

<基本認識3>

公共施設等の老朽化への対応

- 更新時期を迎える施設が多く、そのまま維持していくことは困難
- 適正な施設の総量、規模、配置の検討、老朽化した公共施設等の計画的な改修や更新など、安全確保に向けた取組みが必要

◆公共施設等マネジメントの基本目標

【目標1】

持続可能なサービスの提供

- 公共施設の利用状況や将来人口の減少を踏まえ、公共施設の統廃合、集約化・複合化などにより、施設総量の適正化を図ります。
- 今後も保有する施設は、民間活力などを積極的に取り入れ、コストの最適化を図り、効率的な維持管理を行います。

【目標2】

安全で安心な公共施設の提供

- 今後も保有する施設は、安全で安心に利用できる施設を提供していくため、損傷などが発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修を行う「予防保全型」へと転換し、安全を確保します。

【目標3】

新たなニーズに対応した町民サービスの提供

- 安定した公共サービス提供のため、町民や地域のニーズの変化に対応し、施設の質の向上を図ります。
- 新たな町民ニーズには、新規整備を前提とせず、集約化や複合化などで、機能の充実・見直しを行います。

◆公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を次のとおり示します。

1 点検・診断等の実施方針

- 施設の安全を持続的に確保するため、必要な点検・診断等を定期的・継続的に実施します。

2 維持管理・更新等の実施方針

- 適切な時期に修繕や更新などを実施することで機能の維持を図る「予防保全」を推進し、費用の縮減や平準化を目指します。
- 建築物の更新は、適正な規模を検討するとともに、機能の集約化や複合化を検討し、適正な施設配置を図ります。
- 民間活力（PPP/PFI）の活用も検討しながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

3 安全確保の実施方針

- 定期的な点検・診断等と適正な維持管理を行い、施設の安全確保を図ります。
- 点検・診断等により危険性が認められた施設は、施設の利用状況などを踏まえ、更新、改修、廃止などを検討し、安全を確保します。

4 耐震化の推進方針

- 建築物は、施設の老朽化の進行や今後の需要を考慮し、計画的に耐震化を実施します。
- インフラ資産は、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進します。

5 長寿命化の実施方針

- 安全性や経済性を踏まえ、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を行うなどにより施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。
- 長寿命化計画が策定済みの施設は、定期的な見直しを行いながら、各計画に沿った長寿命化を実施します。

6 ユニバーサルデザイン化の実施方針

- 「バリアフリー法」などにに基づき施設のバリアフリー化を図るとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍などの違いに関わらず誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインの採用を積極的に検討します。

7 脱炭素化の推進方針

- 公共施設の維持管理・修繕・更新に当たっては、「高根沢町地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)」を踏まえ、カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応に向けた取組みを推進します。

8 統合や廃止の推進方針

- 必要な公共サービスの水準を維持していくため、施設の更新時期に合わせ、施設の統合や複合化を含めた統廃合の可能性を検討します。

9 数値目標

- 平成 27 年度末から令和6年度末までの間に、建物の延床面積を約 6,100 ㎡削減しました。しかし、今後も継続的に公共施設の施設総量の適正化を図っていく必要があります。
- 「高根沢町地域経営計画 2026」では、令和 17 年度の将来目標人口を 27,500 人と定めており、これは令和 7 年度比で約 4.5%の減少に相当します。公共施設の保有量(延床面積)についても、令和 17 年度までに令和 7 年度比で約 4.5%、延床面積で約 4,000 ㎡の削減を目指します。



10 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

- 公有財産として保有する必要性のない財産は、売却などにより処分し、施設の維持管理・整備費用のための財源として活用を図ります。

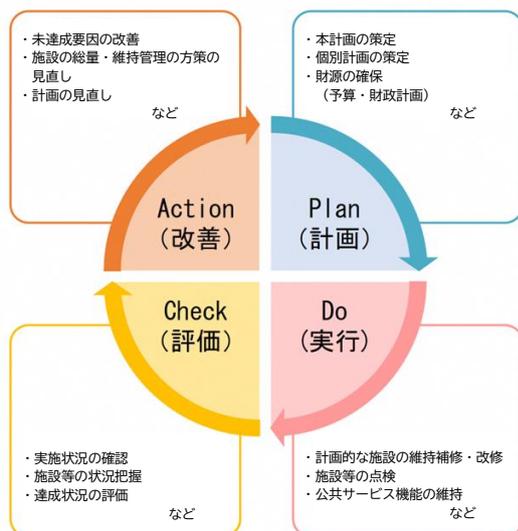
11 広域連携

- 公共施設等に対する多様なニーズに対応し、効率的な行政サービスが提供できるよう、公共施設の共同整備や相互利用など、周辺市町との広域的な連携について検討していきます。

12 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設マネジメントの取組みを推進するため、研修を行うなど各職員の意識啓発に努めます。
- 第三者による技術支援委託の導入や専門知識を持つ職員の育成に努めます。

4 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策



- 計画の推進に当たっては、計画期間内における取組みの実施状況やその効果を検証・評価し、この結果に基づき公共施設等総合管理計画の改訂を行います。
- PDCAサイクルによるフォローアップは、社会情勢および経済情勢の変化に柔軟に対応するため5年間隔を目途に実施します。

令和 年 月改訂 発行/高根沢町 新庁舎整備課

〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地 TEL 028-675-8120

HP:<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/>